

公有財産の売払い (一般競争入札)案内書

入札期日

令和8年2月6日(金)実施

入札に参加を希望される方は、
この案内書の内容を十分把握したうえで
お申し込みください。

日向市総務部資産経営課公共施設マネジメント係

入札の流れ

案内書の配布

配布期間：令和7年11月11日（火）～ 令和8年1月23日（金）
日向市役所本庁舎2階4番窓口
資産経営課公共施設マネジメント係で配布
（日向市のホームページからも、案内書を取得できます。）



入札参加申込み

受付期間：令和7年11月11日（火）午前8時45分から
令和8年 1月23日（金）午後4時30分まで
入札参加申込書類を 資産経営課公共施設マネジメント係 まで、持参又は
郵送（簡易書留郵便に限る。受付期間内必着。）



入札保証金の納付

入札当日の受付時に、各自が見積もる入札金額の100分の5以上（円未満切上げ）の金額を納付



入札

日時：令和8年2月6日（金） 午後2時から
（受付午後1時30分から）
場所：日向市役所 本庁舎2階 入札室



開札 落札者の決定

入札終了後、直ちに入札者の前で開札し、落札者を決定



売買契約の締結 契約保証金の納付

令和8年2月13日（金）までに売買契約を締結
契約保証金として契約金額の100分の10以上（円未満切上げ）の
金額を納付



売買代金の納付

契約締結の日の翌日から起算して30日以内に売買代金を納付



所有権の移転

売買代金の全額納付を確認後、所有権の移転及び所有権移転登記

公有財産の売払い(一般競争入札)案内	ページ
1. 入札物件	1
2. 入札参加者の資格	1
3. 現地説明	1
4. 入札参加申込み	1
5. 入札及び開札の日時・場所	1
6. 入札時に必要なもの	2
7. 入札方法等	2
8. 入札の無効	2
9. 落札者の決定方法	2
10. 契約の締結等	2
11. 売買代金の支払方法	3
12. 所有権の移転	3
13. 個人情報について	3
○入札要領	4
○地方自治法施行令(抄)、及び地方自治法(抄)	5
○日向市暴力団排除条例(抄)、 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(抄)	5
○公有財産売買契約書(案)	6～7
○入札参加申込書ほか関係書類	
入札参加申込書	8
共同買受代表者選任届	9
委任状	10
記載事項変更届	11
入札辞退届	12
入札書	13
○入札物件一覧	14～15
○物件調書1	16～17
○物件調書2	18～19
○物件調書3	20～21
○物件調書4	22～23
○物件調書5	24～25
○物件調書6	26～27
○物件調書7	28～29
○物件調書8	30～31
○物件調書9	32～33
○物件調書10	34～35
○物件調書11	36～37

公有財産の売払い(一般競争入札)案内

1. 入札物件

入札物件は、「入札物件一覧」(14ページ)のとおりです。
なお、都合により一部物件の入札を中止する場合があります。

2. 入札参加者の資格

日本国内に住民登録又は外国人登録をしている個人及び日本国内で法人登録をしている法人とします。
ただし、次の事項に該当する者は、入札に参加することはできません。

- (1) 日向市に係る市税を完納していない者
 - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4第1項に定める者並びに同条2項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する者
 - (4) 日向市暴力団排除条例(平成23年日向市条例第23号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第1号に規定する暴力団の事務所の用に供しようとする者
- ※ 地方自治法施行令、地方自治法、日向市暴力団排除条例については5ページを参照してください。

3. 現地説明

現地説明を希望される方は事前(希望日の2日前まで)にご連絡ください。

4. 入札参加申込み

入札に当っては、本案内書を十分お読みのうえご参加ください。

(1) 受付期間

令和7年11月11日(火)から令和8年1月23日(金)まで
土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時45分から午後4時30分まで。

(2) 受付場所

〒883-8555 日向市本町10番5号
日向市役所 本庁舎2階4番窓口 資産経営課 公共施設マネジメント係
TEL 0982-66-1013
持参又は郵送(簡易書留郵便に限る。受付期間内必着。)により提出してください。

(3) 申込必要書類

- ① 一般競争入札参加申込書(本案内書8ページに掲載のもの)
(共同買受けをする場合は、「共同買受代表者選任届」を添付してください。)
 - ② 添付書類(発効後3箇月以内のもの)
 - ㊦ 共同買受で申し込む場合は、共同買受人全員の添付書類が必要です。
- 個人の場合：住民票(※1)・印鑑登録証明書・市税の完納証明書(※3)(各1通)
法人の場合：資格証明書(※2)・印鑑登録証明書・市税の完納証明書(※3)(各1通)
- (※1) 住民票：個人番号(マイナンバー)の記載のないもの
(※2) 資格証明書：法人の登記事項を証明する書類(履歴事項全部証明書)
(※3) 納期等によって完納証明書が取得できない方は、事前にご相談ください

5. 入札及び開札の日時・場所

日時 令和8年2月6日(金) 午後2時から実施
場所 日向市役所 本庁舎2階 入札室

- ※① 受付は、午後1時30分から、入札室前にて行います。
なお、時間内に受付をできなかった場合、入札に参加できない場合がありますので、余裕を持ってお越しください。
- ※② 入札会場への入場は、入札参加者及びその関係者を含め2人以内とします。

6. 入札時に必要なもの

(1) 入札参加証（参加申し込み後、送付いたします。）

(2) 委任状

入札参加申込書の申込人が入札に参加される場合は不要です。

代理人が入札される場合には、「委任状」が必要となります。（様式：10ページ）

※法人がその社員に委任する場合は、委任状の提出は不要です。

※委任者及び受任者双方とも印鑑証明印を押印し、受任者の資格証明書及び印鑑登録証明書を添付してください（個人の場合は、印鑑登録証明書のみ添付してください。）。

(3) 筆記用具

黒又は青のボールペン、万年筆等

(4) 印鑑

申込人の印鑑証明印をお持ちください。

ただし、代理人が入札する場合は申込人（委任者）の印鑑は必要ありませんが、代理人の印鑑証明印をお持ちください。

(5) 入札保証金

入札保証金は、各自が見積もる入札金額の100分の5以上の金額（円未満切上げ）となります。

※ 入札保証金計算例

最低売却価格 10,000,000 円の物件で、仮に 12,345,678 円の価格で入札する場合
（入札金額）（入札保証金額：円未満切上げ）

$12,345,678 \text{ 円} \times 5\% (0.05) = 617,283.9 \text{ 円} \Rightarrow 617,284 \text{ 円以上}$

※① 入札保証金は、現金で納付してください。

※② 開札の結果、落札されなかった方の入札保証金は、入札保証金の受領書と引換えにお返しします。
また、落札者の入札保証金は、契約保証金に充当することができます。

なお、入札保証金には利息を付しません。

(6) 収入印紙

入札保証金をお返しするときに、印紙税法上の非課税法人又は個人で営業に関しない方の場合は必要ありませんが、その他の方は、200 円の収入印紙が必要となりますのでご用意ください。

7. 入札方法等

本案内書に添付の「入札書（13ページ）」に必要な事項を記入後、封書にして、本人又は代理人が入札書を提出してください。

なお、入札書の提出後、入札を取り消すことや入札書の記載内容の変更はできません。

また、入札用の封筒は、事前に送付いたします（入札会場でも用意いたします。）。

8. 入札の無効

入札要領 8 条の各号の一に該当する入札は無効とします（4ページ）。

9. 落札者の決定方法

開札の結果、市の予定価格（最低売却価格）以上で、かつ、最高金額の入札をした者を落札者と決定します。

ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。

10. 契約の締結等

(1) 落札者との売買契約の締結は、令和8年2月13日（金）までに行います。

期限までに契約を締結されない場合には落札は無効となり、入札保証金は市に帰属し、還付しません。

(2) 売買契約書（案）は、6～7ページのとおりでです。

(3) 売買代金以外にも売買契約書（市保管用のもの1部）に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な費用は落札者の負担となります。

11. 売買代金の支払方法

売買代金の支払方法は、次の2通りです。

- (1) 売買契約締結時に、売買代金全額を納付する方法
入札保証金と売買代金のとの差額をご用意ください。
- (2) 売買契約締結時に、契約保証金を納付して、30 日以内に差額を納付する方法
契約保証金（売買代金の 100 分の 10 以上の金額（円未満切上げ））からお預かりしている入札保証金を差し引いた額以上の金額を納付していただきます。その後、契約日から 30 日以内に売買代金と契約保証金との差額を市が発行する納入通知書により納付してください。
 - ※① 契約締結日の翌日から 30 日目が土曜日、日曜日、祝日等、金融機関の休業日となる場合には、直前の金融機関の営業日が納付期限となります。
 - ※② 売買代金の分割納付はできません。
 - ※③ 契約保証金は、売買代金の納付が行われなかった場合には、市に帰属し、還付しません。なお、契約保証金には利息を付しません。

12. 所有権の移転

- (1) 売買代金の納付が行われたときに所有権の移転があったものとし、物件を引き渡したものとします。
なお、所有権の移転までの間、使用又は収益することはできません。
- (2) 所有権の移転登記は、売買代金全額の納付を確認後、市が所有権移転登記を嘱託しますが、登録免許税等は落札者の負担となります。
- (3) 登記名義人は、落札者とします。（落札後、共有名義に変更できません。）

13. 個人情報について

入札の参加のために提出された書類等に記載された個人情報は、入札事務のみに使用し、その他の目的には一切使用しません。

ただし、入札参加資格の確認のため、警察当局へ情報提供する場合があります。

入札要領

第1条 入札希望者は、公有財産売払公告書、本要領及び公有財産売買契約書（案）を熟読の上、入札してください。

第2条 現物と公告数量が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3条 入札者が代理人であるときは、入札前に必ず委任状（様式第3号）を入札の執行を担当する職員に提出しなければなりません。

第4条 入札は所定の入札書（様式第6号）により、封書にして入札日時に提出しなければなりません。

第5条 入札者は、入札前に入札保証金として入札金額の100分の5以上（円未満切上げ）に相当する金額を現金で納付してください。

第6条 入札書には、入札者の住所、氏名を記入の上、押印するものとし、又金額の記入は算用数字を使用し、最初の数字の前に¥を記入してください。

第7条 提出済みの入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換え、変更又は取消しを行うことはできません。

第8条 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者がした入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札保証金を納付しない、又はその額が不足する者がした入札
- (7) 入札価格が予定価格（最低売却価格）に達していない入札
- (8) 連合その他不正行為をした者がした入札

第9条 開札は、入札者の面前で行います。

第10条 落札者は、市の予定価格（最低売却価格）以上で最高の価格をもって入札した者と決定します。ただし、落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。

第11条 入札者の連合又は不穏な挙動その他の事由によって公正な入札を行うことができないと認めるときは、その入札を取り消し又は中止します。

第12条 入札保証金は、落札者を除き、入札保証金を納付した時発行した受領書と引換えに速やかに還付します。落札者の入札保証金は、契約締結後に入札保証金を納付した時発行した受領書と引換えに還付します。ただし、入札保証金には利息を付しません。なお、落札者の入札保証金は第14条に定める契約保証金に充当することができます。

第13条 落札者が落札決定の日から市の指定する日（令和8年2月13日）までに契約を締結しない場合には、その落札は無効となり、入札保証金は市に帰属することになります。

第14条 落札者は、契約締結の際、契約保証金として契約金額の100分の10以上（円未満切上げ）に相当する金額を現金で納付しなければなりません。

第15条 前条の契約保証金は、売買代金の全額を納付した後、契約保証金を納付した時発行した受領書と引換えに還付します。ただし、契約保証金には利息を付しません。なお、契約保証金は売買代金に充当することができます。

第16条 落札者以外の名義人とは契約を締結しません。

第17条 本要領に定めのない事項は、すべて地方自治法、地方自治法施行令及び日向市財務規則に定めるところにより処理します

第18条 消費税については次のように取り扱います。

- (1) 公売財産が課税財産(建物等、消費税法別表第一(第6条関係)に掲げる財産以外の財産)の場合は、入札書の「入札金額」欄に記載された金額をもって売却決定します。
入札価額記入時には、消費税相当額を含んで記入してください。
- (2) 公売財産が非課税財産(土地等、消費税法別表第一(第6条関係)に掲げる財産)及び課税財産と非課税財産とが混在する財産(土地と建物の一括公売等)の場合は「入札金額」欄に記載された金額をもって売却決定します。

○地方自治法施行令

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○地方自治法

(職員の行為の制限)

- 第二百三十八条の三 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。
- 2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

○日向市暴力団排除条例 平成 23 年 9 月 16 日 条例第 23 号

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 2 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 6 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

公有財産売買契約書（案）

売出人日向市（以下「甲」という。）と買受人【 ※落札者 】（以下「乙」という。）とは、次の条項により公有財産の売買契約を締結する。

（売買物件）

第1条 売買物件は、次のとおり。

所在地	区分	数量（㎡）	摘要
	土地		
	建物		

（売買代金）

第2条 売買代金は、金【 ※落札金額 】円とする。

（契約保証金）

第3条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金【※売買代金の100分の10以上（円未満切上げ）】円を甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、第15条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

3 第1項の契約保証金には利息を付さない。

4 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく第1項に定める契約保証金を乙に還付する。

5 甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を甲に帰属させることができる。

（代金の支払）

第4条 乙は、売買代金を、甲の発行する納入通知書により令和 年 月 日【本契約締結の日から30日以内】までに甲に支払わなければならない。

（所有権の移転）

第5条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付した時に乙に移転する。

（売買物件の引渡し）

第6条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときに引き渡しがあったものとする。

（所有権の移転登記）

第7条 乙は、第5条の規定により売買物件の所有権が移転した後、速やかに甲の指示する所有権移転登記に必要な書類を甲に提出し、甲は遅滞なく所有権移転登記を嘱託するものとする。

2 前項の所有権移転登記に要する登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。

（危険負担）

第8条 乙は、本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が、甲の責に帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

（契約不適合責任）

第9条 乙は、本契約締結後、売買物件に関して契約の内容に適合しないことを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

（用途の禁止）

第10条 乙は、本契約を締結した日から起算して5年を経過する日までの間（以下「指定期間」という。）は、売買物件を第三者に所有権移転してはならない。ただし、あらかじめ本市の書面による承認を得たときはこの限りでない。

2 乙は、指定期間、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に定める指定暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途に供し、または供させてはならない。

3 乙は、指定期間内に本市の承認に基づいて第三者に所有権移転をする場合は、前2項に定める条件を当該第三者に対し書面により承継し、遵守させなければならない。

(違約金)

第 11 条 乙は、前条に定める義務に違反したときは、第 2 条に定める売買代金の 10 分の 3 に相当する額(その額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額)を違約金として甲に納付しなければならない。

(契約の解除)

第 12 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができる。

- (1) 資格を偽る等不正な行為により、土地の譲渡を受けたとき。
- (2) その他、この契約に違反したとき。

(返還金等)

第 13 条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第 14 条 乙は、甲が第 12 条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第 1 項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第 15 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第 16 条 甲は、第 13 条第 1 項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第 17 条 本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(共同買受けの連帯債務)

第 18 条 共同買受けに当たっては、乙は本契約に関する債務の履行について、甲に対して各自連帯して債務を負担するものとする。

(信義誠実の義務・疑義の決定)

第 19 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議の上、決定する。

(裁判管轄)

第 20 条 本契約に関する訴えの管轄は、日向市役所の所在地を管轄区域とする宮崎地方裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、両者記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日【市が指定する日期间までに契約：令和 8 年 2 月 13 日】

甲(売出人) 日向市本町 10 番 5 号
日向市
日向市長

㊞

乙(買受人) 【※落札者の住所(所在地)】
【※落札者の氏名(名称・代表者氏名)】 ㊞

(注 1) 売買契約と同時に売買代金全額を納付していただく場合は、関連条項を削除又は所要の修正を行います。

(注 2) 共同買受けでない場合は、第 18 条の共同買受けの連帯債務に関する条項を削除します。

入札参加申込書

日向市長 宛

申 込 人	住所(所在地)	〒 —
	ふりがな	
	氏名(名称・代表者氏名)	印鑑証明印
	電話番号	

下記公有財産の一般競争入札に、公有財産の売払い案内書の内容を了承し、関係書類を添えて入札参加を申し込みます。

また、公有財産売払公告に記載されている入札参加資格に該当している者であることを誓約します。

また、日向市が入札参加資格を確認するため、官公庁への照会を行うことを承諾します。

入札参加申込物件

物件番号	物件の所在地

- 注) 1 複数の物件を申し込む場合には、物件ごとに申し込んでください。
 2 落札となった場合は、入札保証金は契約保証金又は売買代金に充当することができます。
 また、契約保証金払のときは、契約保証金を売買代金に充当することができます。

添付書類（発行後3箇月以内のもの）

- 1 個人の場合：住民票（個人番号のないもの）・印鑑登録証明書・市税の完納証明書
- 2 法人の場合：資格証明書・印鑑登録証明書・市税の完納証明書

共同買受代表者選任届

日向市長 宛

代 表 者	住所(所在地)	〒 —
	ふりがな 氏名(名称・代表者氏名)	印鑑証明印
	電話番号	

私たちは、上記の者を代表者と定め、入札及びこれに付随する一切の権限を委任します。

なお、この債務は連帯して負担します。

また、公有財産売払公告に記載されている入札参加資格に該当している者であることを誓約します。

住所	共同買受人	印鑑証明印
	代表者 持分： 分の	
	共有者 持分： 分の	
	共有者 持分： 分の	
	共有者 持分： 分の	

(注) 共同買受けるに当たって、債務は各人に連帯して負担されることから、共同買受人欄には代表者も記載すること。

委任状

代理人住所
氏名

印鑑証明印

私は、上記の者を代理人と定め、下記事項の入札に関する一切の権限を委任します。

記

事項名	公有財産公売
物件番号	

令和 年 月 日

日向市長 宛

委任者

住所（所在地）

氏名（名称・代表者氏名）

印鑑証明印

※法人がその社員に委任する場合は、委任状の提出は不要です。
※委任者及び受任者双方とも印鑑証明印を押印し、受任者の資格証明書及び印鑑登録証明書を添付してください（個人の場合は、印鑑登録証明書のみ添付してください。）。

記載事項変更届

日向市長 宛

住所(所在地)	〒 ー
ふりがな 氏名(名称・代表者氏名)	印鑑証明印
電話番号	

先に提出しました（入札参加申込書、委任状、共同買受代表者選任届）の記載事項について、
下記のとおり変更がありましたので、関係書類を添えて届け出ます。

記

変更事項	
変 更 前	
変 更 後	

（注）変更事項を証明する書類を添付すること。

入札辞退届

日向市長 宛

住所(所在地)	〒 —
ふりがな 氏名(名称・代表者氏名)	印鑑証明印
電話番号	

下記について入札参加を申し込みましたが、都合により入札を辞退します。

記

事 項 名	公有財産公売
物件番号	

入 札 書

入札金額

十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

事 項 名	公有財産公売
物件番号	

公有財産売払公告、案内書（入札要領、公有財産売買契約書（案）
及び物件調書）の内容を承諾の上、上記のとおり入札します。

令和 年 月 日

日向市長 宛

住 所（所在地）

氏 名（名称・代表者氏名）

印鑑証明印

代理人

印鑑証明印

- （注1）記載に当たっては、黒又は青のボールペン又は万年筆を使用してください。
- （注2）代理人が入札するときは、委任者の住所、氏名のほか、代理人の氏名を記入し、代理人の印鑑のみ押印してください。
- （注3）入札金額は、算用数字ではっきり記入し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
- （注4）入札金額の訂正は無効となりますので、書き損じたときは新たな用紙に書き直してください。
- （注5）一度提出した入札書の変更、取り消しはできません。

入札物件一覧

物件 番号	所 在 地	区分	数量(㎡)	最低売却価格
1	日向市大字日知屋字古田町61番3	土 地	264. 83	6, 330, 000円
2	日向市大字細島字八坂町812番ほか3筆	土 地 建 物	219. 83 249. 01	2, 900, 000円
3	日向市大字塩見字十田214番1	土 地	98. 31	541, 000円
4	日向市美々津町字立岩通3212番ほか2筆	土 地	238. 00	2, 210, 000円
5	日向市大字日知屋字一ト元1425番8	土 地	229. 35	6, 100, 000円
6	日向市大字平岩字下舟人233番1	土 地	147. 08	2, 574, 000円
7	日向市大字平岩字下舟人235番3	土 地	125. 24	2, 192, 000円
8	日向市東郷町山陰字上ノ原乙1713番8ほか4筆	土 地	287. 37	903, 000円
9	日向市美々津町字清水ヶ谷2311番16	土 地 建 物	302. 14 67. 38	2, 394, 000円
10	日向市亀崎2丁目16番	土 地	582. 00	15, 888, 000円
11	日向市大字日知屋字櫛ノ山1383番112	土 地	513. 30	4, 620, 000円

※注意事項

- (1) 現状有姿での引き渡しになりますので、実際に現地をご覧になり、本案内書に記載のない事項についても、ご自分で調査のうえ現地の状況等を確認してください。
- (2) 現地の境界内や境界付近の工作物等は所有権移転後に買受人が(必要に応じて隣接地権者との協議のうえ) 処理してください。
- (3) 各境界付近の取扱いについては、所有権移転後、買受人が各隣接地権者と直接協議してください。
- (4) 土地の分筆、地図(法務局の公図) 訂正、地積更正等は、所有権移転後に買受人が行ってください。
- (5) 物件調書の内容や法令等の制限については、必ず、ご自分で現地や関係機関にて確認し

てください。

- (6) 本案内書の内容について、現状と異なる事項があった場合、現状有姿を優先します。
- (7) 物件番号2の建物は未登記です。登記手続き及び登記は市が行います。
- (8) 物件番号2・9の建物は内覧が可能です。

内覧を希望される方は事前に下記の連絡先にお問い合わせください。

資産経営課 公共施設マネジメント係 TEL 0982-66-1013

物件調書 1 (登記簿の表示による)

物件番号 1		日向市大字日知屋字古田町 61番3
最低売却価格		6,330,000円
土 地	面 積	264.83㎡ (登記簿の表示による)
	地 目	宅 地
	現 況	宅 地

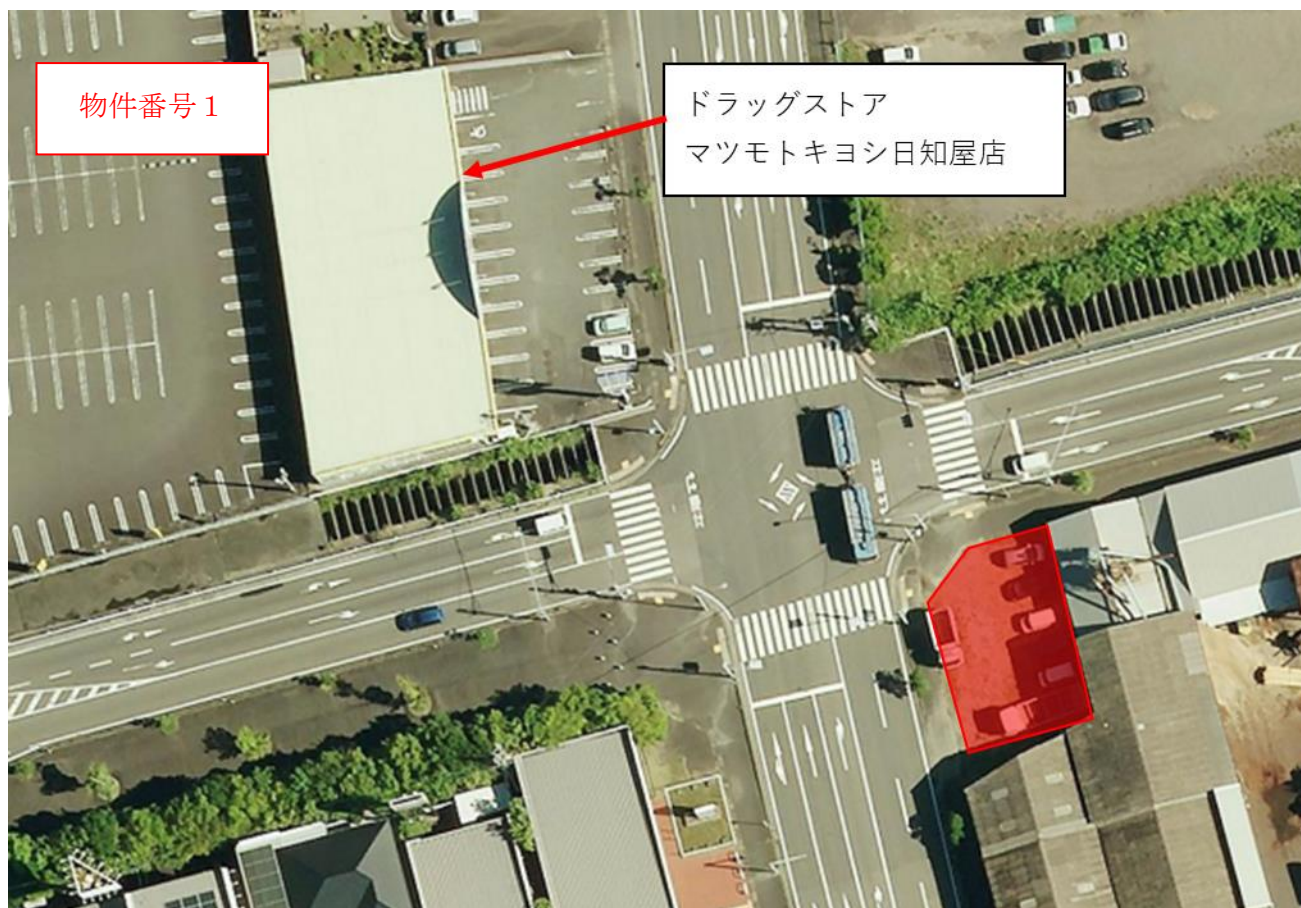


隣 接 道 路 の 概 要		(県道) 日知屋財光寺線		(幅員) 約23.0m	
法令等 の 制 限	都市計画区域	市街化区域	用途地域	準工業地域	
	建 ぺ い 率	70%	容 積 率	200%	
	他 の 制 限	建築基準法第22条区域、大規模集客施設制限地区 津波災害警戒区域			
私道の負担に関する事項		(負担の有無)	無	(負担の内容)	—

供給処理施設の状況	(区分)	(状況)	(事業所名)	(電話番号)
	電 気	引込可	九州電力(株)日向営業所	0120-986-702
	上水道	引込可	日向市水道課	0982-52-2111
	下水道	引込可	日向市下水道課	0982-52-2111
公 共 施 設	小学校	細島小学校	約 750m	
	市役所	日向市役所	約 3.0km	
	J R	日向市駅	約 2.9km	

参 考 事 項	
---------	--

特 記 事 項	・状態を事前に確認した上で、入札に参加してください。 ・現在までに土壤汚染が明らかになった履歴はありませんが、工業地帯であったことから、可能性は完全に否定できないものです。
---------	---



物件番号 1

ドラッグストア
マツモトキヨシ日知屋店

物件調書 2 (登記簿の表示による)

物件番号 2		①日向市大字細島字八坂町 812番 ②日向市大字細島字八坂町 812番1 ③日向市大字細島字八坂町 813番 ④日向市大字細島字八坂町 814番イ
最低売却価格		2,900,000円
土 地	面 積	①102.47㎡ ②18.20㎡ ③59.50㎡ ④39.66㎡ 計219.83㎡ (登記簿の表示による)
	地 目	宅 地
	現 況	宅 地
建 物	構 造	鉄骨造瓦葺2階建
	床面積	1階 134.21㎡ 2階 114.80㎡ 計 249.01㎡ (実測)
	築 年	平成5年3月25日新築



隣接道路の概要		(県道) 細島港線	(幅員) 約6.0m
法令等 の 制 限	都市計画区域	市街化区域	用途地域 商業地域
	建 ぺ い 率	90%	容 積 率 400%
	他 の 制 限	建築基準法第22条区域、細島地区景観計画区域 土砂災害警戒区域(土石流)、津波災害警戒区域	
私道の負担に関する事項		(負担の有無) 無	(負担の内容) ー

供給処理施設の状況	(区分)	(状況)	(事業所名)	(電話番号)
	電 気	引込可	九州電力(株)日向営業所	0120-986-702
	上水道	引込可	日向市水道課	0982-52-2111
	下水道	引込可	日向市下水道課	0982-52-2111
公 共 施 設	小学校	細島小学校	約 550m	
	市役所	日向市役所	約 4.2 km	
	J R	日向市駅	約 4.1 km	

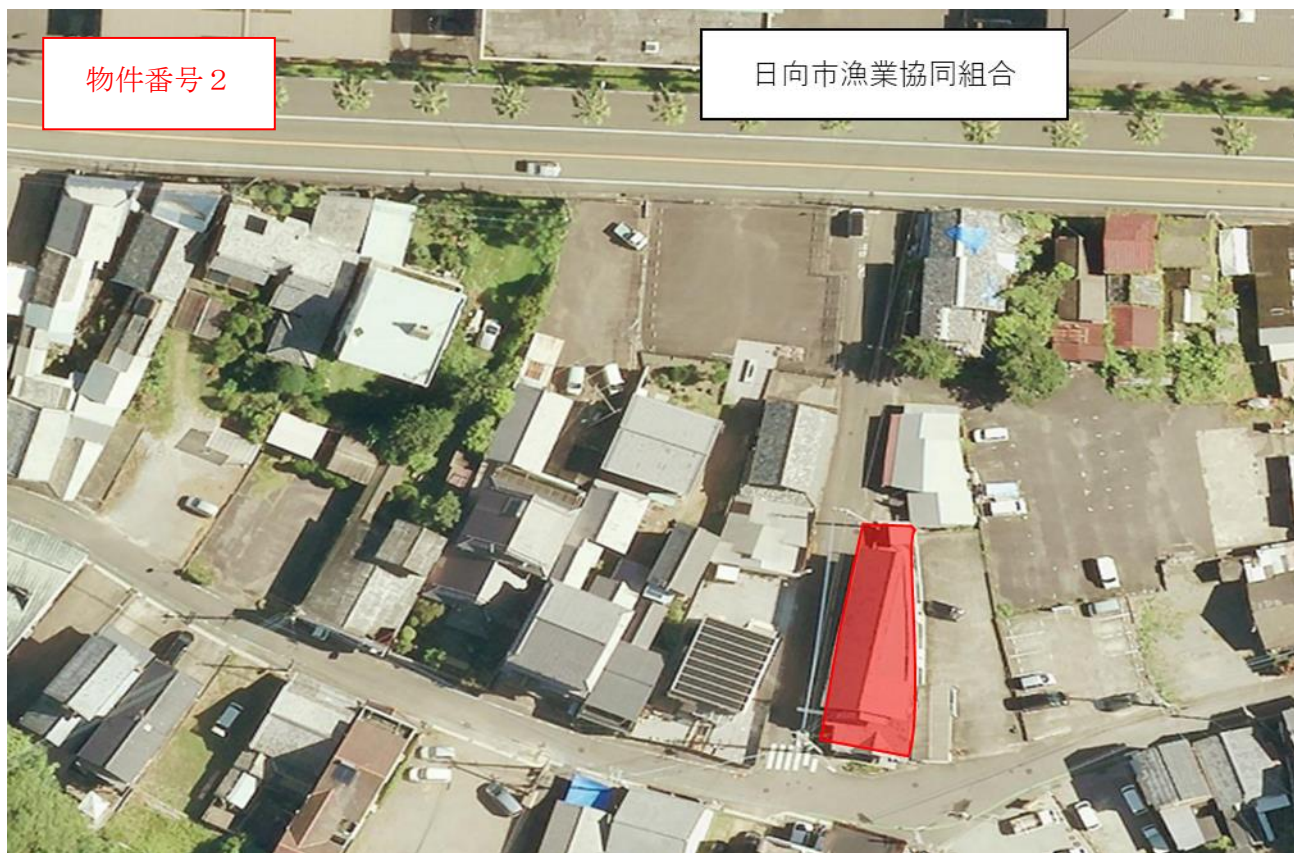
参 考 事 項	消費税及び地方消費税の課税財産と非課税財産が混在する財産
---------	------------------------------

特 記 事 項

- ・ 状態を事前に確認した上で、入札に参加してください。
- ・ 建物は未登記です。登記手続き及び登記は市が行います。
- ・ 公売地へ越境している東側ブロック造平屋建倉庫（消防倉庫）は、市の責任で撤去します。
- ・ 敷地の南西端に記念碑2基（細島町道路元標）があり、県有地である可能性があります。
- ・ NTT 柱 本柱2本 支線1線
- ・ 道路標識1本
- ・ 建物は内覧が可能です。内覧を希望される方は事前に下記の連絡先にお問い合わせください。
資産経営課 公共施設マネジメント係（TEL 0982-66-1013）

物件番号 2

日向市漁業協同組合



物件調書 3

物件番号 3		日向市大字塩見字十田 214番1
最低売却価格		541,000円
土 地	面 積	98.31㎡ (登記簿の表示による)
	地 目	宅 地
	現 況	宅 地



隣 接 道 路 の 概 要		(里道) 舗装道路		(幅員) 約3.5m	
法令等の制限	都市計画区域	市街化調整区域	用途地域	—	
	建 ぺ い 率	70%	容 積 率	200%	
	他 の 制 限	建築基準法第42条第2項道路、津波災害警戒区域			
私道の負担に関する事項		(負担の有無)	無	(負担の内容)	—

供給処理施設の状況	(区分)	(状況)	(事業所名)	(電話番号)
	電 気	引込可	九州電力(株)日向営業所	0120-986-702
	上水道	引込可	日向市水道課	0982-52-2111
	下水道	浄化槽	—	—
公 共 施 設	小学校	塩見小学校		約 720m
	市役所	日向市役所		約 2.5km
	J R	日向市駅		約 2.6km

参 考 事 項	
---------	--

特 記 事 項	・状態を事前に確認した上で、入札に参加してください。 ・建築に際しては、セットバック（潰地約3㎡）を要します。 ・西側の水路を含みます（概則約7.3㎡）。
---------	---



物件調書 4

物件番号 4		①日向市美々津町字立岩通 3212番 ②日向市美々津町字立岩通 3213番 ③日向市美々津町字立岩通 3214番
最低売却価格		2,210,000円
土 地	面積	①49.58㎡ ②89.25㎡ ③99.17㎡ <u>計238.00㎡</u> (登記簿の表示による)
	地目	宅 地
	現況	宅 地



隣 接 道 路 の 概 要		(市道) 下町線		(幅員) 約3.5m	
法令等 の 制 限	都市計画区域	区域外	用途地域	—	
	建 ぺ い 率	—	容 積 率	—	
	他 の 制 限	美々津伝統的建造物群保存地区、美々の里景観計画区域 津波災害警戒区域			
私道の負担に関する事項		(負担の有無)	無	(負担の内容)	—

供給処理施設の状況	(区分)	(状況)	(事業所名)		(電話番号)
	電 気	引込可	九州電力(株)日向営業所		0120-986-702
	上水道	引込可	日向市水道課		0982-52-2111
	下水道	浄化槽	－		－
公 共 施 設	小学校	美々津小学校		約 740m	
	市役所	日向市役所美々津支所		約 330m	
	J R	美々津駅		約 2.1km	

参 考 事 項	
---------	--

特 記 事 項	・状態を事前に確認した上で、入札に参加してください。 ・①日向市美々津町字立岩通3212番は筆界未定です。 ・過去に浸水がある区域に位置しています。
---------	--

物件番号 4

美々津町第2漁業生産組合

物件調書 5（登記簿の表示による）

物件番号 5		日向市大字日知屋 字一ト元1425番8
最低売却価格		6,100,000円
土 地	面積	229.35㎡ （登記簿の表示による）
	地目	宅 地
	現況	宅 地



隣 接 道 路 の 概 要		（市道） 日知屋財光寺通線	（幅員） 約 18.0m	
法令等 の 制 限	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第2種中高層住居専用地域
	建 ぺ い 率	70%	容 積 率	180%
	他 の 制 限	土砂災害警戒区域（イエローゾーン）、津波災害警戒区域		
私道の負担に関する事項		（負担の有無）	無	（負担の内容） ー

供給処理施設の状況	（区分）	（状況）	（事業所名）	（電話番号）
	電 気	引込可	九州電力(株)日向営業所	0120-986-702
	上水道	引込可	日向市水道課	0982-52-2111
	下水道	引込可	日向市下水道課	0982-52-2111
公 共 施 設	小学校	日知屋小学校	約 200m	
	市役所	日向市役所	約 2.0km	
	J R	日向市駅	約 2.1km	

参 考 事 項	
---------	--

特 記 事 項	・ 状態を事前に確認した上で、入札に参加してください。
---------	-----------------------------

物件番号 5

日知屋公民館



物件調書 6 (登記簿の表示による)

物件番号 6		日向市大字平岩字下舟人 233番1
最低売却価格		2,574,000円
土 地	面積	147.08㎡ (登記簿の表示による)
	地目	宅 地
	現況	宅 地



隣 接 道 路 の 概 要		(市道) 南日向駅前線	(幅員) 約6.5m	
法令等 の 制 限	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第2種住居地域
	建 ぺ い 率	60%	容 積 率	200%
	他 の 制 限			
私道の負担に関する事項		(負担の有無)	無	(負担の内容) ー

供 給 処 理 施 設 の 状 況	(区分)	(状況)	(事業所名)	(電話番号)
	電 気	引込可	九州電力(株)日向営業所	0120-986-702
	上水道	引込可	日向市水道課	0982-52-2111
	下水道	浄化槽	ー	ー
公 共 施 設	小学校	平岩小学校	約 300m	
	市役所	日向市役所岩脇支所	約 400m	
	J R	南日向駅	約 350m	

参 考 事 項	
---------	--

特 記 事 項	・状態を事前に確認した上で、入札に参加してください。 ・九電柱 本柱1本
---------	---



物件調書 7 (登記簿の表示による)

物件番号 7		日向市大字平岩字下舟人235番3
最低売却価格		2,192,000円
土 地	面積	125.24㎡ (登記簿の表示による)
	地目	宅 地
	現況	宅 地



隣 接 道 路 の 概 要		(市道) 南日向駅前線		(幅員) 約6.5m	
法令等 の 制 限	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第2種住居地域	
	建 ぺ い 率	60%	容 積 率	200%	
	他 の 制 限				
私道の負担に関する事項		(負担の有無)	無	(負担の内容)	—

供給処理施設の状況	(区分)	(状況)	(事業所名)	(電話番号)
	電 気	引込可	九州電力(株)日向営業所	0120-986-702
	上水道	引込可	日向市水道課	0982-52-2111
	下水道	浄化槽	—	—
公 共 施 設	小学校	平岩小学校	約 300m	
	市役所	日向市役所岩脇支所	約 400m	
	J R	南日向駅	約 350m	

参 考 事 項	
---------	--

特 記 事 項	・ 状態を事前に確認した上で、入札に参加してください。
---------	-----------------------------



物件調書 8 (登記簿の表示による)

物件番号 8		①日向市東郷町山陰字上ノ原 乙1713番8 ②日向市東郷町山陰字上ノ原 道 ③日向市東郷町山陰字上ノ原 水 ④日向市東郷町山陰字久保畑 乙1763番12 ⑤日向市東郷町山陰字久保畑 乙1760番7
最低売却価格		903,000円
土 地	面積	①139.40㎡ ②22.59㎡ ③22.57㎡ ④12.56㎡ ⑤90.25㎡ 計287.37㎡ (登記簿の表示による)
	地目	①④⑤宅地 ②道路、③用悪水路
	現況	宅 地



隣 接 道 路 の 概 要		(市道) 福瀬上村線		(幅員) 約4. 2m	
法令等 の 制 限	都市計画区域	区域外	用途地域	—	
	建 ぺ い 率	—	容 積 率	—	
	他 の 制 限				
私道の負担に関する事項		(負担の有無)	無	(負担の内容)	—

供給処理施設の状況	(区分)	(状況)	(事業所名)	(電話番号)
	電 気	引込可	九州電力(株)日向営業所	0120-986-702
	上水道	引込可	日向市水道課	0982-52-2111
	下水道	浄化槽	—	—
公 共 施 設	小学校	東郷学園	約 6.2km	
	市役所	東郷総合支所	約 7.0km	
	J R	日向市駅	約 10.4km	

参 考 事 項	
---------	--

特 記 事 項	・状態を事前に確認した上で、入札に参加してください。 ・②道(22.59㎡)、③水(22.57㎡)は、市の責任で表示登記を行います。
---------	---

物件番号 8

旧福瀬小学校



物件調書 9 (登記簿の表示による)

物件番号 9		日向市美々津町字清水ケ谷 2311番16
最低売却価格		2,394,000円
土 地	面 積	302.14㎡ (登記簿の表示による)
	地 目	宅 地
	現 況	宅 地
建 物	構 造	木造セメント瓦葺平家建
	床面積	67.38㎡ (登記簿の表示による)
	築 年	昭和52年3月15日新築 平成16年度内外装 リフォーム



隣 接 道 路 の 概 要		(県道) 美々津停車場線		(幅員) 7. 2m	
法令等 の 制 限	都市計画区域	区域外	用途地域	—	
	建 ぺ い 率	—	容 積 率	—	
	他 の 制 限	急傾斜地土砂災害崩壊警戒区域、津波災害警戒区域			
私道の負担に関する事項		(負担の有無)	無	(負担の内容)	—

供給処理施設の状況	(区分)	(状況)	(事業所名)		(電話番号)
	電 気	引込可	九州電力(株)日向営業所		0120-986-702
	上水道	引込可	日向市水道課		0982-52-2111
	下水道	浄化槽	－		－
公 共 施 設	中学校	美々津中学校		約 400m	
	市役所	日向市役所美々津支所		約 1.6km	
	J R	美々津駅		約 0.2km	

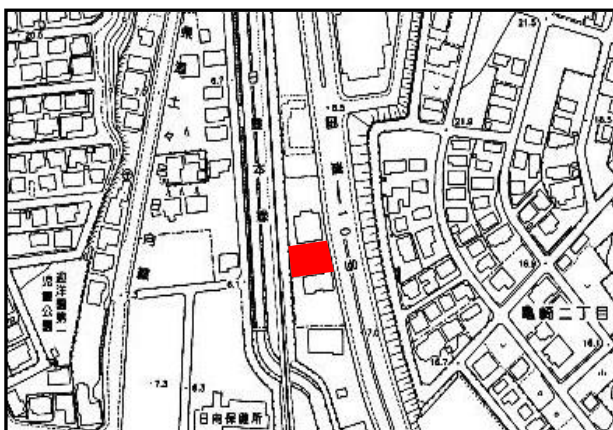
参 考 事 項	消費税及び地方消費税の課税財産と非課税財産が混在する財産
---------	------------------------------

特 記 事 項	・状態を事前に確認した上で、入札に参加してください。 ・建物は内覧が可能です。内覧を希望される方は事前に下記の連絡先にお問い合わせください。 資産経営課 公共施設マネジメント係 (TEL 0982-66-1013) ・最低売却価格を342万円から239万4千円に変更しました。
---------	--



物件調書 10 (登記簿の表示による)

物件番号 10		日向市亀崎2丁目16番
最低売却価格		15,888,000円
土地	面積	582.00m ² (登記簿の表示による)
	地目	宅地
	現況	宅地



隣 接 道 路 の 概 要		(国道) 10号線		(幅員) 25.0m	
法令等の制限	都市計画区域	市街化区域	用途地域	近隣商業地域	
	建 ぺ い 率	80%	容 積 率	300%	
	他 の 制 限	津波災害警戒区域			
私道の負担に関する事項		(負担の有無)	無	(負担の内容)	—

供給処理施設の状況	(区分)	(状況)	(事業所名)	(電話番号)
	電気	引込可	九州電力(株)日向営業所	0120-986-702
	上水道	引込可	日向市水道課	0982-52-2111
	下水道	引込可	日向市下水道課	0982-52-2111
公共施設	小学校	大王谷学園	約 1.3 km	
	市役所	日向市役所	約 1.5 km	
	J R	日向市駅	約 1.2 km	

参考事項	上水道引込みの費用は、個人負担となります(東側 100 mm水道管)。
------	-------------------------------------

特記事項	・状態を事前に確認した上で、入札に参加してください。 ・最低売却価格を1,711万円から1,588万8千円に変更しました。
------	--

物件番号 1 0



物件調書 11 (登記簿の表示による)

物件番号 11		日向市大字日知屋 字櫛ノ山 1383 番 112
最低売却価格		4,620,000円
土 地	面積	513.30 m ² (登記簿の表示による)
	地目	宅 地
	現況	宅 地



隣接道路の概要		(市道) 日知屋財光寺通線	(幅員) 18.0m	
法令等 の制限	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第2種中高層住居専用地域
	建ぺい率	60%	容積率	200%
	他の制限	土砂災害警戒区域(イエローゾーン)、津波災害警戒区域		
私道の負担に関する事項		(負担の有無)	無	(負担の内容) ー

供給処理施設の状況	(区分)	(状況)	(事業所名)	(電話番号)
	電 気	引込可	九州電力(株)日向営業所	0120-986-702
	上水道	引込可	日向市水道課	0982-52-2111
	下水道	引込可	日向市下水道課	0982-52-2111
公 共 施 設	小学校	日知屋小学校	約 250m	
	中学校	富島中学校	約 500m	
	J R	日向市駅	約 2.0km	

参 考 事 項	土砂災害警戒区域であるが、住宅建築は可能。 詳しくは、建築住宅課までお問い合わせください。
---------	--

特 記 事 項	・九電柱 本柱2本 支線2線 ・最低売却価格を646万8千円から462万円に変更しました。
---------	--

An aerial photograph of a residential property. A yellow semi-transparent highlight covers a portion of the property, which appears to be a grassy or wooded area. A white pickup truck is parked on a paved area within the highlighted region. The property is bordered by a road with white lane markings and a concrete curb. In the background, there are several houses with dark roofs and a hillside with trees. A red box in the top left corner contains the text "物件番号 1 1".

日向市大字日知屋字櫛ノ山

測地系	世界測地系
座標系	Ⅱ系
量年月日	平成30年10月22日